

令和5年5月9日

保護者の皆様

薩摩川内市立城上小学校(幼稚園)
校長(園長) 佐藤 義明

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

青葉の候、保護者の皆様におかれましては、平素より本校の教育活動に御理解・御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、先般、文部科学省より、「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」が示されました。これを受け、本校（園）でも、令和5年5月8日以降の教育活動については、以下のとおり対応してまいります。

つきましては、保護者の皆様方におかれましては、下記内容を参照され、御理解・御協力の程宜しくお願い致します。

記

1 基本的な考え方

- (1) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後も継続する対策
 - ア 家庭との連携による児童・園児の健康状態の把握
 - イ 適切な換気の確保 ※裏面4(1)参照
 - ウ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
- (2) 地域や学校（園）において感染が流行している際の一時的措置
 - ア 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - イ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

2 児童・園児の感染が判明した場合

- (1) 学校保健安全法に基づく出席停止の措置
[出席停止の期間等]
 - 発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
(「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する)
- (2) 当該児童・園児に対してマスクの着用を推奨
出席停止解除後、登校の際は、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。児童・園児等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別や偏見等がないよう配慮いたします。
- (3) 臨時休業の措置
校（園）内の感染状況によっては、学校閉鎖や学級閉鎖等の臨時休業措置をとる場合もあります。

3 感染状況により登校不安を感じる場合

同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの家庭内の事情等により、児童・園児を感染不安で休ませたい場合は、遠慮なく学校まで御相談ください。合理的な理

由があると校長が判断する場合には、これまでと同様、出席停止として取扱い、欠席とはいたしません。

4 その他留意事項

(1) 児童・園児に発熱や咽頭痛，咳等の普段と異なる症状がある場合

この場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、お願いいたします。ただし、兄弟・姉妹・同居家族等にこのような症状があっても、本人に症状がみられない場合は登校させても構いません。児童・園児一人一人の健康状況を見て御判断ください。あわせて、一律に医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることはいたしません。

このことを受け、学校では、これまでどおり「健康チェックカード」を各御家庭に配布しますので、児童・園児の健康観察にお役立てください。ただし、学校への提出は必要ありません。(念のため、大型連休明けの週末までは御提出ください)

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の証明書等の取得について

これまでと同様、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童・園児が出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はありません。また、児童・園児が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ありません。

(3) 濃厚接触者の取扱いの解消

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないうこととなりました。

[例えば]

同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童・園児や学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童・園児のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、出席停止の対象とする必要はありません。
つまり、感染者のみの出席停止となります。

[参考] 咳エチケットの指導

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。他者に飛沫を飛ばさないよう、児童・園児に対して適切に咳エチケットを行うよう指導します。



